

第3章 計画の基本理念と5つの基本目標・体系

1. 計画の基本理念

だれもが安心して子どもを生み育てることができ、
すべての子どもが心豊かに成長できるまち



子どもは小野市にとっての希望であり、未来をつくる大切な存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながります。

子育ては、保護者が第一義的に責任を持ち、子どもの基本的な生活習慣や能力を育てていく大切な営みです。また、地域や企業、学校や教育・保育施設、行政が相互に連携し、社会全体で子育て家庭を見守り、子どもたちの教育・養育を支援していくことも、社会の責務として一層重要なものとなっています。

子どもたちが未来に希望を抱き、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じていけるよう、「子どもの最善の利益の実現」を第一に考え、「だれもが安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもが心豊かに成長できるまち」を本計画の基本理念として掲げ、5つの基本目標・体系を柱として各種事業や施策の推進に取り組んでいきます。

2. 計画の5つの基本目標

基本理念を実現するために、5つの基本目標を掲げて取り組みます。

基本目標 1

人格形成の基礎が培われ、生きる力を育む「教育・保育」の環境づくり
～「幼児教育・保育、学童期教育・保育」～

幼児期から学童期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。家庭は、愛情としつけを通して心の基盤が形成される場であり、地域社会は、自然とのふれあいやさまざまな人とのかかわりを通して豊かな体験が得られる場です。幼稚園・保育所や学校は、同年齢・異年齢の子ども同士の集団活動を通して、子どもの自立と他者理解に向けた基礎が育成される場です。さまざまな場を通して、子どもたちの自我が芽生え、豊かな情緒が育ち、自他ともに大切にしたい心、感動する心といった生きる力が育まれていきます。

小野市では、家庭、地域社会、幼稚園・保育所や学校が相互に連携しながら、それぞれがもつ養育力、応援力、教育力が高められるよう、総合的な幼児教育・保育並びに学童期教育等の環境整備に取り組んでいきます。

基本目標 2

保護者が主体的に子育てが行える環境づくり

子どもたちの健やかな成長のためには、保護者自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりを持って子育てができるよう支援することが求められています。しかしながら、悩みや不安を抱えて子育てを行っている保護者も少なくありません。さまざまな機会を通して保護者同士がつながりをもち、心にゆとりをもって子育てができるよう、保護者同士の交流を深める機会の増進を図ることが必要です。

命を大切にする心や思いやりの心は、乳幼児期からの親子の愛着関係の形成や家族との触れ合いを通して育まれます。家庭教育が子どもの人格形成において大きな役割を担っていることを理解し、保護者が子育てを通じて親として成長する「親育ち」の過程を支援していきます。

基本目標 3

健やかに子どもを生み育てる環境づくり

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことは、誰もが抱く共通の願いです。子どもが心身ともに健やかに成長するためには、保健・医療体制を充実させ、親と子どもの健康の維持や増進を図ることが必要です。

子どもが心身ともに健やかに生まれ育つよう、妊娠から出産、乳幼児期に至るまでのきめ細かなサービスの提供と、小児医療体制の充実を図ります。また、子どもの発達段階に応じた食に対する配慮、子育てに関する情報の提供と相談体制の整備に取り組んでいきます。

基本目標 4

すべての子ども・子育て家庭を支える仕組みづくり

子育て家庭を孤立させないことは、地域の子育て支援の基本といえます。しかしながら、少子化や核家族化の進行に伴い、近所とのかかわりが希薄になるなか、子育て家庭の孤立化や子育てに対する不安感や負担感の増大が懸念されます。共働き家庭だけでなく専業主婦家庭やひとり親家庭、障がいのある子どもを養育している家庭など、すべての子育て家庭への支援が求められています。

すべての子どもと子育て家庭を支えるために、子育て支援のための拠点を整備し、各種サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域での子育てに関する情報提供に努めるなど、子育てを地域社会全体で支援していきます。

基本目標 5

仕事と子育てを両立させる社会環境づくり

男女共同参画の推進により、男女の意識や価値観が変容するなか、仕事やライフスタイルも多様化しています。さまざまな雇用形態や就労環境のもとで働く男女の子育てと仕事の両立を支援するために、保育サービスを受けやすい環境づくりと保育の充実を図っていく必要があります。

家庭や仕事の責任を果たし、地域活動等にも参加し、男女がともにやりがいや充実感を持って生活することができるよう、多様な保育サービスの充実を進めるとともに、長時間労働など仕事中心の働き方の見直しや多様な働き方が選択できるよう、啓発活動を通して仕事と子育てが両立できる環境の整備を図っていきます。

3. 計画の体系

だれもが安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもが心豊かに成長できるまち

基本目標 1 人格形成の基礎が培われ、生きる力を育む「教育・保育」の環境づくり
～「幼児教育・保育、学童期教育・保育」～

取り組み方向

- (1) 脳科学理論に基づく16か年教育の推進
- (2) 幼児教育・保育事業等の推進
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の推進

基本目標 2 保護者が主体的に子育てが行える環境づくり

取り組み方向

- (1) 子どもの活動場所の充実
- (2) 地域の子育て力向上のための支援の充実
- (3) 次世代の育成・啓発

基本目標 3 健やかに子どもを生み育てる環境づくり

取り組み方向

- (1) 子どもと母親（父親）の健康づくりへの切れ目のない支援
- (2) 子育て相談、情報提供の推進
- (3) 小児医療体制の充実

基本目標 4 すべての子ども・子育て家庭を支える仕組みづくり

取り組み方向

- (1) 子育て家庭への経済的支援
- (2) 養育・教育支援を必要とする家庭への支援
- (3) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

基本目標 5 仕事と子育てを両立させる社会環境づくり

取り組み方向

- (1) 男女共同参画社会の推進
- (2) 子育てと仕事との両立に対する職場理解の促進
- (3) 父親（男性）の育児力等向上への取り組み
- (4) 安心して子どもを預けられる場の提供